

資 料
〔最終講義〕

法服を脱いで
——法壇から教壇へ——

川 上 拓 一

はじめに

本日は年度末でご多用中のところ、学生の皆さんばかりではなく、研究者として日ごろ尊敬申し上げている大勢の先生方、しかも他大学からもわざわざお出でいただき恐縮しております。

私は、早稲田大学に奉職して満13年を経過しまして、この3月で大学を退職することとなりました。これまで毎年3月になりますと、学生の皆さんは、卒業式を終えて学窓を巣立ってゆきますが、教員である私はいつも取り残されます。そして4月を迎え、新たに入学してきた学生の皆さんと新学期が始まる、その繰り返しでありました。ようやくその循環が終わり、今年の卒業生の皆さんと一緒に大学を卒業できるということで、昨年の秋頃からは解放感と申しますか、うれしい気持ちが沸々と湧いてまいりました。しかし、年が明けていよいよあと三か月ということになってまいりました昨今では、おそらく教職に在った者として自然の感情だと思いますが、若い方たちとご一緒する機会もこれが最後かという一抹の寂しさを覚えるようになっております。

私の場合、一刑事裁判官として、30年間実務に携わってまいりましたが、その後10年余りの間、大学で教鞭を執るという全く異質な世界に身を置いておりましたので、その最後にあたり、私の裁判官生活の一端をお伝えし、あるいは大学という世界に身を置くことになった一実務家の感想などを皆さまにお伝えすることも意義のないことではないであろうと考えた次第であります。とりわけロースクールや学部の学生の皆さんからは「裁判官の生活というのはどのようなものなのか」とよく質問を受けましたので、そうした質問にお答えするような形で私の裁判官としての歩みを振り返りながら、エピソードをお話することで、この1コマをふさぎたいと思っております。

I 生い立ちなど——生い立ちから大学入学まで——

私は、いわゆる団塊の世代に属する生まれでありまして、戦後のいわゆるベビーブームの年代である昭和22年（1947年）に生まれました。最近の新聞報道によればこの世代に属する人口は約650万人だそうであります。生まれは新潟県長岡市でありまして、司馬遼太郎の小説『峠』のモデルになった旧長岡藩であります。冬になると豪雪に閉ざされる地方の小都市です。ここでわが郷土を若干紹介させていただきますと、徳川時代、長岡藩は牧野という殿様の領地でありまして、7万石と石高は高くないのですが、いわゆる譜代大名であり、幕府の老中などの要職も務めております。ご存知のとおり、徳川幕府は佐渡に金山を抱えており、ここで採掘された金を船で新潟の港に運び、ここから陸路江戸に運んだわけですが、その道筋はすべて譜代大名の領地を通過して江戸に至るというものでした。そうしたことから、幕末には佐幕派ということで、戊辰戦争では官軍に徹底的に攻撃され、長岡の町は灰燼に帰したといわれております。他藩から今でいうところの義援金として贈られた百俵の米を町の復興のために学校を創設することに当てたというエピソードが、山本有三の戯曲で有名になった「米百俵」の史実です。

簡単にご紹介しますと、戊辰戦争によって長岡の町は壊滅的な状況となったため、生活に困窮した藩士たちは贈られた米の分配を望みましたが、藩の文武総督であった小林虎三郎（この人は身体が弱かったので「小林病翁」と呼ばれました）はこれを拒み、百俵の米を元手に書籍等を購入し、明治3年（1870年）に国漢学校を開校しました。その後これが新政府の学制に組み入れられて、長岡洋学校、長岡中学校、医学校などとして展開してゆきます。要するに長岡の町の復興のためには、まず人材の育成が急務であると考えたわけであります。

私の卒業した高校は、長岡高校ですが、この学校は今申し上げた国漢学校を源流とする学校でした。ちなみに、旧制の長岡中学からは真珠湾攻撃で一躍名を馳せた海軍大将の山本五十六や戦前司法大臣を務めた小原直らがおります。高校には記念室という部屋がありまして、これらの先輩の写真や中学時代の成績表、軍服その他関連する品物が多数展示されており、部屋の掃除当番には生徒が交代で当てられていました。それから、高校には校歌、早稲田でいうと「都の西北」ですが、これが二つありまして、一つは旧制長岡中学時代のもの、もう一つは戦後長岡高校に変わってからのものです。この二つの校歌のうち、どちらかというとならば長岡中学当時の校歌の方が正式な校歌という扱いのようだった記憶です。

ところで、私は生まれたときから風邪を引いて熱を出したり、お腹を壊したり

することの多い虚弱な子供だったそうでありまして、先にお話した長岡という土地柄のせいもあったと思いますが、身体を鍛えるためには剣道がよいという祖父の勧めで小学校の3、4年の頃から町にある剣道の道場に通うようになりました。初めのうちは友達と一緒に遊ぶことができないのでさぼったり、いやいや通っていたのですが、そのうちにだんだんと剣道が面白くなり、中学生になったときに初段を取り、その後も昇段審査を受けて高校生ときにはそこそこの有段者ということで、当時県内には剣道部のある高校が少なかったものですから、地元の警察署の道場に行って警察官を相手に稽古しておりました。そういうわけで、高校自体は一応県内では進学校といわれていましたが、剣道三昧の日々で普段勉強していなかったものですから、進路指導の先生から国立大学は試験科目が多いから今から勉強しても間に合わないが、私立大学なら文系、理系どちらであっても何とかなるといわれまして、文系なら将来つぶしが効く法学部がよいだろうとの勧めで、早稲田大学の当時は第一法学部といいましたが、受験して何とか合格したわけでありまして。

II 法曹界に進んだ動機

大学では、もう剣道は十分やったという気持ちで剣道部には入らず、町の道場には1、2年くらい通ったことがありましたが、むしろ高校までは勉強を熱心に行ってきたいなかったせいか、授業自体が新鮮で面白く、正規に登録した授業以外にも時間割が空いているときはほかの先生の授業も聴講しておりました。3年、4年と進級しましたが、そのころから学費値上げ反対等をスローガンにしていわゆる左翼や新左翼の学生による授業ボイコット運動や教室封鎖等が行われるようになり、それが次第に激しくなって、その後全国に吹き荒れた安田講堂事件をはじめとするいわゆる学園紛争の前触れの状況になってゆきました。大学に行っても授業を受けられないという日が続きました。

詳しいことは忘れてしまいましたが、当時、私の従兄が早稲田を出て銀行に就職しており、景気のよい話をしていましたものですから、私も同じ銀行に就職しようと考えまして、大学の推薦をもらい、筆記試験を受けたという記憶はありませんが、面接試験を受けて採用されました。ところが、銀行というのは、外から見ると中で仕事をするのとは大きな違いがあり、1年くらい経った段階で、このまま銀行員としての仕事を続けていくことに迷いが生じてきました。そこで、ゼミのOBの集まりがあった際にゼミの先生、昨年暮れに亡くなられたS先生にご相談したところ、司法試験や公務員試験の話がされ、法律家という道もあると教えていただきました。

一方、私の在学中のイメージとしては、司法試験の勉強をしている学生というのは、無精ひげを生やして朝から晩まで図書館にこもってひたすら本を読んでいるという仙人のような人種に見えていたものですから全く関心はなかったのですが、先生の話を知って、興味を持ちました。そこでいわゆる過去問集を見たところ、試験問題はほとんど今でいうところのいわゆる一行問題で、学部の期末試験とほとんど変わらないのです。そこで、私はこれなら受験すれば受かるのではないかと考え、短答式試験は憲・民・刑の3科目でしたが、これだけは条文をよく読んで、過去問集をやって練習すれば何とかできるのではないかと思い、学部時代の講義のノートを見直したり、過去問を解いたりして受験したところ、なんと合格してしまいました。今考えると本当にラッキーであったとしか言いようがありません。

なぜそのような僥倖が起きたかという、大学に入学したときに、先ほど話した従兄から、大学の先生の講義は漫談や時事放談、研究テーマを中心とした授業が多く、1年経っても教科書の最後まで講義が行われることはないけれども、法学部には司法試験や公務員試験を受験する学生のために法職課程教室（現在のエクステンションセンターみたいなものということになりましょうか）というのがある、ここでは学部でやる授業と同じ科目を大学の先生だけではなく、裁判官や検察官、弁護士が講師として講義をしており、非常に分かりやすいからぜひ受講したらよという話を聞いておりました。そこで興味本位で本来の授業のほかに法職課程教室の授業も一応まじめに聴講しておりました。そうしたところ、確かにそのとおりで刑法総論も刑事訴訟法もいわゆる基本六法の科目は一応教科書の終わりの方まで授業できちんと取り上げて講義が行われるわけですね。これが非常によかったと思います。

そういうわけで、試験に合格したものの、本格的な法律の勉強をしていないという不安がありましたので、合格後はひたすら憲法を除く（これは「憲法」は実務で使うことはないという先輩のアドバイスがあったからです）他の法分野、民法、刑法、民訴、刑訴の勉強をして司法研修所に入りました。

私の場合、もともと銀行を志望した理由が、当時の右肩上がり日本の経済活動にいささかでも寄与できるのではないかと、面白そうだという思いがあったからですから、当然のことながら弁護士を志望しておりました。それもいわゆる「町弁」的な弁護士ではなく、当時そういう言葉はまだ一般的になっていませんでしたが、いわゆる涉外事件や企業法務を取り扱う弁護士を考えていたわけです。

そこで、4月に司法研修所に入って初めてのクラスコンパの際に、民事弁護教官をされていた今は亡きH教官、この方は「東京裁判」のときに帝大の学生でありながら、インタープリターを務めたという方で、非常に優秀で、開明的な方

でありました、この先生に自分の志望を話して、しかるべき事務所はないでしょうかとご相談したところ、ある事務所を紹介していただきました。この事務所は、弁護士自体はとっくに変わっておりますが、現在でも渉外事務所として昔の名前を一部残して看板を出しており、ロースクールの学生からも人気のある事務所です。

そういうことで、事務所を紹介していただき、紹介状を持って事務所を訪ね、その後何回か事務所のパーティーにも招かれて、採用の内定のような話もいただきましたが、どうも自分の考えていたイメージとは違うということが次第にはっきりしてきました。当時はいわゆる外弁法ができる以前ですから、外国人弁護士の法律事務所の活動は現在とは相当異なっていたのではないかと思います。

そこで、私の率直な感想をH教官にお話したところ、「日本にはそういう事務所はまだないからやるとしたら自分で事務所を立ち上げるしかない、自分の見るところ、君は任官したらよいのではないか、民裁教官も刑裁教官も君は任官志望だと思っているみたいだ、裁判教官に相談したのか」と言われたわけです。そこで、自分で事務所を作るなどということは到底できそうもありませんから、進路について民裁、刑裁教官に相談したところ、強く任官を勧められました。さらに、進路を迷っている子羊＝修習生がいるということが教官室で話題にでもなったのでしょうか、私のクラスの担当でない教官からも呼び出しを受けて任官を勧められました。当時、ご退官後早稲田大学で教鞭を執られたI先生やN先生が教官としておられました。

そういうことがあって、将来は任官して裁判官をやってみようと腹を決めたわけであります。そして、昭和49年（1974年）に任官し、名古屋地裁に赴任しました。

Ⅲ 裁判官時代のエピソード

1) 名古屋地裁時代の思い出

名古屋時代の思い出としましては、当時、新任判事補の研さん制度として、東京地裁以外の裁判所に填補された判事補は約半年間東京地裁判事補の職務代行発令を受けて、東京地裁判事補として東京地裁に勤務させて勉強させる方法が採られていました。いわゆるOJTです。東京地裁は民事も刑事も事件数が他の地裁に比べると各段に多く、また、専門部もたくさんあり、特殊事件について専門的に処理するノウハウがたくさん蓄積されていたからです。これは今でも大きく変わっていません。こうしたノウハウを含めて学ばせようという制度です。

私の場合、9月から職務代行が発令されるということで、8月末に上京し、芝

の白金に司法研修所の分室があり、そこを宿舎に当てられてそこから東京地裁に通勤するわけですが、上京した翌日か翌々日だったと思いますが、丸の内にある三菱重工ビルの爆破事件（いわゆる連続企業爆破事件の走りです）が発生しました。当時、東京地裁の刑事部には学生事件の残りや内ゲバ事件など、いわゆる公安・労働事件といわれる荒れる法廷の事件がそれなりの件数係属していましたが、それに加えて三菱重工爆破事件ですから、刑事部は大変だな、刑事の裁判官はご苦労なことだなどと、当時民事部におりました私を含む民事の裁判官はそんな目で見ておりました。

2) 千葉の成田事件

刑事事件はほかの人（裁判官）のやる仕事だと思っていた私にとって、新任明けの異動はまさにびっくりするものでした。当時、成田空港の開港が間近に迫っておりましたが、農地を買収されることから空港建設に反対する三里塚地区を中心とする周辺農民とこれを支援するいわゆる新左翼の学生たちが空港建設をめぐる警備の警察官等と衝突を繰り返しており、公務執行妨害や傷害、傷害致死等の事件が千葉地裁には多数係属していました（三里塚闘争に関係するこの種の事件を俗に「成田事件」と呼んでいました。有名なものに警察官3名が殉職した「東峰十字路事件」、横芝町の幹部警察官派出所が襲撃された「横芝幹派事件」などがあります）。

当時の地方にある標準的な地裁の部の構成は、民事2か部、刑事1か部というのが普通でありました。要するに刑事事件よりも民事事件の方がたくさん係属しているので部の数も民事が多く、裁判官や書記官等人員の配置も厚くして対応していたわけです。ところが千葉地裁の場合は、これが逆転しておりました。民事部は2か部で刑事部が3か部、それでも事件処理する裁判官の人員が足りないので、単独事件については東京地裁から裁判官の応援を得て、填補にきてもらって処理するという状況でした。私も辞令の上では八日市場支部判事補（八日市場支部は千葉地裁管内では松戸支部に次ぐ大きな支部で、甲号支部と呼ばれ、合議事件を取り扱うことができる支部です）になっておりましたが、支部の仕事はしなくてよい、もっぱら本庁刑事部のうち2か部の左陪席として成田事件等の主任裁判官を務めるというものでした。

ここでの仕事は月曜日から金曜日まではほぼ連日成田事件といわれる荒れる法廷の事件で、その審理に立ち会いました。これらの事件の審理を通じて私はいわゆる法秩法（「法廷等の秩序維持に関する法律」）の解釈適用とその運用の妙を徹底的に叩き込まれました。当時の千葉地裁刑事部の裁判長は皆さん東京地裁で荒れる法廷の裁判長を経験され、東京地裁を卒業された方々がお出でになっていました。そして当時は土曜日も閉庁日ではなかったものですから、土曜日も法廷を開

きますが、土曜日は殺人事件や強盗殺人等のいわゆる法定合議事件を静かな法廷でじっくり審理するという開廷パターンでした。こうして荒れる法廷と静かな法廷をほぼ同時に経験することができたということは、その後の私の裁判官としての成長にとって非常に大きな糧となったような気がいたします。

千葉での思い出の一つに、いわゆる弁護士抜き法案の問題があります。この法案の立法の必要性について、最高裁判事局から千葉地裁に依頼があり、裁判長に命ぜられて、意見書の起案を担当させられました。結局、この法案自体は、その後裁判所と法務・検察及び日弁連との協議により、弁護人の選任等について弁護士会が責任を持つということで折り合いがついたことから、廃案となったことはご承知のとおりです。

そのほか、成田空港の開港予定日が昭和53年（1978年）4月1日だったと記憶していますが、その4日前に反対派の学生が、できたばかりの管制塔に侵入して管制塔の内部を徹底的に破壊して開港を大幅に遅らせるという管制塔襲撃事件が発生しました。この事件では受訴裁判所として現場の検証を行いました。管制塔を襲撃した学生たちは、開港日の近くになると反対派の妨害を防ぐために規制線が張られて管制塔のある敷地に接近することができなくなることを予想して、1週間以上も前から管制塔からは遠く離れた場所にある下水溝の中に入り込んでおり、そこで1週間以上にわたる地下生活をして（まるでモグラですが）、全く無警戒の管制塔にまんまと入り込んで内部を破壊したという事件です。成田空港のターミナルビルに行きますと、今でも破壊された管制塔の情景を思い出すことがあります。また、空港の近くには「東峰十字路事件」で亡くなった警察官の碑がありますが、おそらくご存知の方はいらっしやらないでしょうね。

3) 大阪地裁時代

千葉の次は昭和55年（1980年）春に大阪地裁に異動になりました。宿舎を京都市内の左京区松ヶ崎芝本町に与えられ、官舎の隣はノートルダム女子大、東には比叡山を仰ぎ、北は五山の送り火で有名な「妙法」のある大黒天を望むという抜群のロケーションでした。当時は京阪電車が出町柳まで延びておらず、当時の大阪地裁では裁判官は開廷日（法廷を開く日）しか登庁しないのが一般的でしたので、開廷日になると京都バスで京阪三条の駅まで行き、そこから特急電車で大阪の淀屋橋駅まで行き、淀屋橋からは歩いて5分くらいでしょうか、大阪地裁に通勤しておりました。4月に大阪に着任してバスで通勤を始めた当時、北から南に流れる高野川沿いに走るバスの車窓から雪柳やレンギョウ、また小ぶりではありますが満開の桜の花を眺めながら京阪三条に向かうのは、成田事件など殺伐とした事件に明け暮れてきた私にとりまして、改めて大自然の営みの大きさに気付

かされ、心洗われる思いがして通勤そのものが何よりの楽しみでした。

大阪の実務の運用

大阪では異動が決まってから事前に担当職務についての希望調査が行われましたが、私は民事を希望したにもかかわらず、刑事部に配属になりました。

ところで大阪に着任してまず驚いたのは、いわゆる長期未済事件、これは起訴後3年以上係属している事件のことをいいますが、それが多いということでした。起訴されたのが昭和30年代後半という20年近く係属している事件も少なからずありました。それと殺人や現住建造物等放火等のいわゆる法定合議事件で権利保釈ができない事件がありますが、その被告人が相当数裁量保釈されており、しかも公判期日が近づくと弁護士から被告人の疾病等を理由とする期日の変更申請が出されて、極端な場合には1年間に3、4回しか公判が開かれていない事件というも複数ありました。

また、大阪の裁判所は、当時から裁判官によるいわゆる「研究会」や「勉強会」が盛んで、研究成果が「大阪刑事実務研究会」等の名前で判例タイムズなどから公刊されていることは皆さまご案内のとおりで、そこでは傾聴すべき立派な法解釈論等が展開されております。しかし、実際の事件の処理はどうかということになりますと、極端な言い方をするとこれが180度異なるというのが当時の私の印象でした。

例えば、私がびっくりしたのは、平野先生の言葉を借りれば、「法廷が書証の引継ぎの場所」になっているということです。冒頭手続で被告人・弁護人の意見陳述が終わり、証拠調手続に入ります。検察官が冒頭陳述に引き続いて証拠調請求をします。それに対して、弁護士が「書証については全部同意、証拠物については異議がない」旨証拠意見を述べますと、検察官はやおら自分の机の上に積んであった書証の山を法廷の書記官席の机の上に運ぶわけです。証拠物についても同様です。書証の「朗読」どころか「要旨の告知」も全くしない。刑事第1審の公判手続の中で最も重要な手続である「証拠調べ」のセレモニーがこれで終わるわけです。新件の法定合議事件の第1回公判期日は原則として午前10時に指定しており、12時まで2時間を審理に当てる時間としていますが、書証の取調べ等をやらないものですから、せいぜい長くて1時間、短いときには30～40分で法廷は終わってしまいます。それでは裁判官はあと何をするのかといえ、裁判官室で検察官から提出された書証等をひたすら読み込んで心証形成するわけです。ところが、検察官は法廷で朗読や要旨の告知などはやらなくてもいいという安心感があるからでしょう、証拠等関係カードに記載されている書証が提出されていなかったり、それとは逆に証拠等関係カードに記載されていない書類が綴られている

など、検察官が公判提出書証をきちんと仕分けをしたのか疑いたくなるようなことがほぼ毎回起きます。そこで裁判官は、カードに記載されてない書類は検察庁に返し、本来請求されている書証については改めて検察官から提出してもらうという作業を書記官室を通じてやるわけです。新件の第1回の審理が終わるとほぼ例外なくこうした作業があるものですから、一、二か月くらい経った段階で裁判長に対して、「書証については法廷で少なくとも要旨の告知くらいは検察官にさせたらよいのではないのでしょうか」と意見を具申いたしました。当時私が配属されていたのは第2刑事部というところでしたが、この部の裁判長は司法修習生の期が8期の方で、私が26期、当時特例が付いた特例判事補で、18年の実務経験のひらきがありました。この方は元陸軍大尉で、戦後パージに遭い、それが解除されてから京大の法学部に入学されて司法試験に合格した方で、人間的には非常に魅力のある尊敬できる方でしたが、「ほかの部ではそんなことはやっていないぞ」と言いながらも、私の意見を取り入れてくださり、公判立会する検察官を呼んで大阪地裁第2刑事部の方針として伝えまして、以後法廷では書証については必ず要旨の告知だけはやるという運用に改まりました。

ところが新たな問題が生じました。弁護人の中に要旨の告知など、証拠の取調べを法廷でやることによって、法廷に拘束される時間が長くなるとして反対する人が出てきたのです。これにはまたまたびっくりです。彼らの言い分はこうです。「被告人に接見する際に弁護人は書証等を差し入れている。被告人は書証の内容は知っているから、わざわざ法廷で時間を取る必要はない。たいていの弁護士は10時ないし10時30分には民事事件の弁論期日をたくさん入れているから、刑事事件の法廷に付き合っている時間はない」。いかがでしょう。さすがに今ではこういう弁護人はいなくなっているとは思いますが……。

文書偽造事件

次に思い出深いのは、私が主任裁判官として関与した有印私文書偽造、同行使等被告事件です。被告人は、北朝鮮にいる兄に会うためと称して、法務大臣の再入国許可を得た上で北朝鮮に出国しましたが、その際、法務大臣あての再入国許可申請書を他人の氏名である「甲」名義で作成し、これを大阪入管事務所に提出した行為が、有印私文書偽造、同行使に当たるかが争われました。そのほかにも、入国後所定の期間内に外国人登録申請をしなかった事実や外国人登録の確認申請をするに当たり「甲」名義で行った虚偽申請事実もありましたが、メインの争点は「有印私文書偽造、同行使」の成否です。被告人は、昭和25年（1950年）以来「甲」と名乗って社会生活を送ってきました。周囲の人もみんな被告人は「甲」であると信じて疑っていないわけです。これが文書偽造に当たるのか、今

でこそ「人格の同一性を偽る」などと学部 of 学生さんでも答える人もいますが、高裁の資料課に行って当時出版されていた日本の刑法の教科書を調べ、また、文書偽造関係の論文等を調べてみましたが参考になる記述はなく、ヒントは得られませんでした。結局、1 審では無罪とし、控訴審もこの結論を維持しましたが、検察官の上告受理の申立を受けた最高裁は、この論点について有罪としました。そして、正面から明快な判断を示してくれました。担当調査官はかつて法務研究科におられた N 教授です。私の 30 年間に及ぶ裁判官生活の中で法律問題で頭を悩ましたというのは後にも先にもこの事件 1 件だけです。この最高裁判決が出されてから、学界ではにわかに文書偽造の議論が盛んになり、司法試験にも何回かにわたって出題されたことはご存知のとおりです。

なお、私がこの事件を担当していた当時、S 君 (34 期で、大阪で裁判官を退官して同志社大学に移って 2 年くらいで惜しくも病気で亡くなりました) が司法修習生として部に配属されており、高裁の資料課から手押し車一杯に乗せた刑法の教科書や文献等を裁判官室で机に広げて読んでいる私のことを興味深そうに眺めていたのを思い出します。彼なりに進路についていろいろ考えていたようですが、「刑事裁判は基本的には事実認定で勝負が決まるけれども、その事実を前提とした上で法律の解釈適用が問題になる事件もないわけではなく、今やっている事件はまさにそういう事件の一つである」旨偉そうに話した記憶があり、彼なりに大いに興味を持ってくれたようです。

民事交通部の経験

大阪地裁で 3 年目に入ったとき、民事部の裁判官が病気になり、急きょ填補裁判官を採る必要があるということで、異動時の担当職務の希望調査で民事を希望していた私が民事部に填補に行くことになりました。第 15 民事部というところですが、ここは、東京地裁でいうと民事 27 部に相当するいわゆる交通事故に関連する損害賠償請求事件を扱う専門部です。ここで単独係として交通事件の処理に当たりました。ここでは裁判官として同期の S 君 (後に大阪高裁長官で退官) が合議係の右陪席として先任でおり、彼から「交通事件は、責任論と損害論の二つが論点になるが、責任論で争われることはまずない。それは刑事事件として先に処理されているからだ。仮に問題になったとしても、刑事記録を取り寄せれば、基本的にはそれだけで判断できる。むしろ面白いのは損害論だ。結論さえ妥当であれば高裁で判決が取り消されることはない。妥当な結論を導くためにはあらゆる理屈を考える必要がある云々」という話を聞き、なるほどと感心したものです。当時は、交通損害賠償請求事件については、保険会社が示談の代行をやるようになっており、そのため交通事件の大半はそこで解決していて、裁判所にまどくる

事件というのはいわゆる筋の悪い事件で、客観的診察では所見の得られないむち打ち症など、鑑定等を必要とする事件が大半でした。しかし、初めての民事交通事件ということで非常に興味深く、また、楽しく仕事をすることができました。刑法の犯罪論では考えられないでしょうが、損害額を適正なものとするため、因果関係についても、「割合的因果関係」などという新しい理屈を考え出して判決理由に記載したことがあります。これらの一部は第一法規の『不法行為判例集』に登載されています。

こうして念願の民事事件を担当するようになりましたが、民事部に移ってから大阪らしい司法文化を垣間見ることができました。一つは、保険会社（交通事故の加害者側）が原告となって交通事故の被害者を相手に提起する「債務不存在確認（債務額確認）の訴訟」が当時かなりの件数係属していたということです。年に一度東京地裁の民事交通部（27部）の裁判官と意見交換する研究会が開かれていましたが、東京地裁では1件もないということで、東京はなんと品のよい事件ばかりなんだろうと大阪勢同士で話した記憶があります。それともう一つは、今ではライブニッツ式に統一されたようですが、当時は、逸失利益の算定に当たって東京地裁はライブニッツ式でやっていましたが、大阪は Hofmann 式で計算していたということです。

先に刑事の証拠調べのところでも申しましたが、民事・刑事を問わず大阪には独自の司法文化があるのではないかという気がいたします。ある人にいわせると、これは関ヶ原の合戦以来の文化だとか、いや大坂夏の陣以来の伝統だとか、まことしやかな説明を聞いた覚えがありますが、真偽のほどは定かではありません。

4) 福岡地家裁行橋支部時代——百日裁判——

判事補の最後の年になりますが、大阪の次は、福岡地家裁行橋支部に支部長として赴任しました。

行橋の町は福岡県の東南に位置して、北には小倉支部という全国でも有数の大きな支部がありますが、その出城という感じの支部です。ここでは全国統一地方選挙に絡む「百日裁判」を担当しました。被告人が選挙人に対してお中元と称して金品を配ったという投票買収の事件でした。ちょうど判事補から判事への切り替わりの時期で、司法研修所で判事補の十年目研修が行われるということで、百日裁判を優先して研修に参加できないとして欠席してよいか、地裁所長にうかがいを立てたところ、この方は民事ご出身の裁判官だったからだと思いましたが、研修に参加すべしということで、百日裁判の方は残念ながら百日を超えてしまいましたが、研修に行く前に夏休みをつぶして証拠調べ（受供与者の証人尋問）と

論告を済ませていたので、研修終了後は最終弁論と判決言い渡しということで、百日を2週間ばかり超えた程度で処理することができました。

5) 東京地裁時代

行橋支部で判事に再任され、その後は東京地裁に異動になりました。当時東京地裁の刑事部では、いわゆる姉妹部という制度がありまして、私は単独部(妹部)である刑事28部の1係で合議部の姉部は刑事1部で裁判長はS判事(後の最高裁長官)でした。

姉妹部制度というのは、要するに、もうじき裁判長になるという裁判官に裁判長の訓練を施す制度とあってよいと思います。ここで私はS裁判長に代わって合議事件の裁判長をやらせていただきました。陪席裁判官は、今、東京高裁で裁判長をしているA判事と横浜地家裁川崎支部長をしているY判事です。また、公安事件など荒れる法廷の事件や複雑困難な裁定合議事件では右陪席として関与し、S裁判長の訴訟指揮を学ばせていただきました。当時、単独事件の方は、新受事件数が減少傾向にあり、民事事件の方は増加傾向ということで、手持ち件数があまり少ないと刑事部の部が減らされるとか、係が減らされるなど、まことしやかなうわさも流れている時代で、余裕のある分、外部講師等としてあちこちに行く機会がありました。警察大学校とのお付き合いもこの時期からであります。

6) 旭川時代——スキー三昧の生活——

東京での余裕のある生活の後には、北の大地、北海道の旭川に赴任しました。私の場合、修習生から任官するときに、教官から、任地については、家庭の事情などで特に希望があれば記載すればよいが、そうでなければ最高裁に「一任」としておけば悪いようにはしないとと言われてそのとおりにしてきたものですから、異動の内示は前の年の年末、クリスマスのころにありました。帰宅して異動の内示があり、来年は旭川だと言いますと、妻は、北海道は旅行で行くところで仕事に行くところではないと思っていたのでしょうか、反対はしませんでした、しぶしぶ承諾という返事でした。実際テレビで天気予報を見ておきますと、最高気温氷点下3度、最低気温氷点下15度などと言っておりましたので、内心無事に帰れるか一抹の不安を覚えた記憶があります。

ところで皆さんの中に旭川の裁判所の管轄面積がどれくらいかご存知の方はいらっしゃるでしょうか。東京都と同じくらいとか、かなり広そうだから岩手県と同じくらいという回答はこれまでよく聞きました。正解は四国と長崎県を合わせた面積を管轄しております。四国には地家裁だけで4つあり、高裁までありますが、旭川ではそれだけ広い管内を地家裁兼任の所長を入れて民事刑事1か部しか

ない裁判所ですから、10名足らずの裁判官で法の支配を掌るわけです。もちろん管内の支部や独立簡裁に簡裁判事はおりますが…。

ところで、住めば都とはよく言ったもので、旭川では極めて快適な3年間を過ごすことができました。北海道、旭川といいますと、寒いところというイメージを持つ方が多いと思いますが、今日（平成29年（2017年）1月24日）などもそうですね、天気予報では最低気温が氷点下30度とか言っていましたから。ところが私の場合は全く逆で、夏非常に暑かったという記憶です。当時裁判所の建物の冷房設備は、津軽海峡以南にしか設置されておらず、北海道の裁判所は札幌も含めて裁判棟（法廷のある建物）はもちろん、事務棟にも冷房は付いておりませんでした。そのため、夏は日中30度を超える日もありますから、裁判官室では窓を開け、部屋のドアを開けて風を通し、法廷では被告人の逃亡防止のため窓やドアを開けることはできませんから、大型の扇風機を法廷に入れて風を送るということをやっておりました。

当時、旭川では山口組の北海道進出に伴う抗争事件などがかなりの件数ありました。起訴された組長の法廷傍聴と称して暴力団組員が大挙して裁判所に押し掛けてくるわけです。そのため法廷警備や庁舎警備をする事件が相当数ありましたが、かつて千葉の成田事件で鍛えられた経験があるものですから、こうした警備の問題を含めて順調に事件を処理することができました。

旭川での一番の思い出は、冬になるとスキー三昧の生活を楽しむことができたということです。裁判長（部総括）として赴任したものですから、専用の公用車が与えられ、朝登庁するときは官舎の玄関に迎えがあり、夕方退庁するときは官舎まで送ってもらいます。ですから最高気温が氷点下何度という真冬でもコートを着ないで裁判所と官舎を往復していました。もちろん私1人で利用するのはもったいないので陪席の裁判官も一緒に登庁、退庁をしていました。

ちょうどこのころ、子供が中学生と小学生でしたが、友達が塾に行っているということで週に何日か塾に通っていました。そこで、子供が塾に通う日は裁判所から帰宅すると子供と一緒に早めに夕食を済ませ、子供は塾に行く支度をし、私と家内はスキーウェアに着替えて、2人分のスキーを車に積んで子供を乗せ、子供は塾の前で下ろし、私と家内はスキー場に行き、午後9時くらいでしょうか、スキー場がクローズするまでグレンデでスキーを楽しみ、ホテルの光のメロディーに送られてスキー場を後にして塾の前で子供を拾って帰宅するという、東京ではおおよそ考えられないような快適な生活を楽しむことができました。おかげで家族全員、子供はジュニアということになりますが、一定の資格を取ることができました。

7) 東京地裁など——トリカブト事件、司法研修所教官、東京高裁——

旭川で十分生活をエンジョイすることができたからでしょうか、次に東京地裁に異動になりましたが、ここではとんでもない事件が待っていました。いわゆる「トリカブト事件」といわれる殺人、詐欺未遂等の事件です。この事件は旭川にいたときからテレビや新聞で報道されており、東京地裁に起訴されたと聞いたときには、こんな事件を担当する裁判長はお気の毒になどと人ごととっていました。

この事件は、被告人が妻を沖縄旅行に誘い出し、トリカブト毒とフグ毒を詰めたカプセルを栄養剤と称して妻に渡しておき、自分は仕事があると称して那覇市内にとどまり、友人と一緒に石垣島に渡った妻にこのカプセルを服用させて殺害し、保険会社から妻の死亡保険金をだまし取ろうとしたというものです。公判期日と公判準備を併せて全部で50回近くの期日を重ねましたが、そのうちの半分近くは公判準備期日でした。この事件は証人が全国に散らばっていたため、青森、秋田、仙台、大阪、那覇等の裁判所に、最寄りの証人に出頭してもらって期日外の証人尋問を繰り返し、また沖縄では那覇空港から石垣島の被害者が死亡したホテルまでのルートの検証を行いました。

この事件は、当時琉球大学におられ、その後本学にもお出でになっているO先生の研究者・科学者としての良心に支えられて真相解明ができたといっています。O先生は被害者の検視等を担当されて死因等の診断はされましたが、腑に落ちない点があるとして、被害者の血液を保存して血液成分の分析を当時東北大学の薬学部におられたM教授に依頼されたのです。そうしたところ、分析の結果、血液中からアコニチン系のアルカロイドが検出され、当時、被告人は保険会社が保険金を支払わないものですから、保険会社相手に保険金請求訴訟を起こしていて、1審では保険会社側から抗弁等的確な主張がなかったので、被告人が勝訴して保険会社側が控訴していました。ところが、控訴審でO先生が被害者の死因等について証言したところ、被告人は直ちに訴えを取り下げたのですね。これが端緒となって警視庁による捜査が開始され、いわば民事先行の刑事事件としてその後の起訴へとつながります。この事件は直接証拠が存在しないいわゆる間接証拠型の事件でしたが、いろいろ苦労はあったものの、私にとってはもっとも記憶に残っている事件といえることができます。

東京地裁の後には司法研修所に異動しました。あわよくば民事裁判教官へという気持ちも少しはありましたが、刑事裁判教官として赴任しました。ここでの仕事はもっぱら司法行政に関することですので割愛いたしますが、教官はポスト指定で司法試験の考査委員を命ぜられるので、大学の先生方と一緒にさせていただく機会が非常にたくさんありました。私は初めは刑法担当だったので、このたび最

高裁判事になられた本学の（当時東大におられた）Y教授をはじめ、本学のS教授など錚々たる刑法の先生方とご面識をいただく機会がありました。最後の年は刑事訴訟法担当になり本学におられたT教授ともご一緒させていただきました。

司法研修所教官の次は、東京高裁に異動しました。初めての控訴審裁判所の勤務ということで多少緊張はしましたが、相陪席の裁判官や裁判長から仕事のやり方を教わり、実際にやってみるとこれが意外に面白いのです。当時の相陪席は今でもご指導いただいている上智大学におられたI元判事です。高裁では控訴趣意書を読み、原判決と一件記録を読むと、判決を起案することができます。これは上告審である最高裁も同じです。実務でいうと、常に「判決未済」の状態なのです。ですから、主任裁判官は控訴趣意書、原判決、記録を読んで先に判決の起案をしておき、問題がある場合、あるいは問題がありそうだという場合に裁判長に合議をお願いして、法律上の問題が争点になっている場合や事実認定が微妙な事案では、その点だけについて相陪席にも加わってもらって合議するということが事件処理をしていました。したがって、高裁で第1回期日が指定されたときには、すでに裁判所では判決が出来上がっているのが原則といっていわけです。事後審として、原判決の当否を審査するという控訴審の役割からしますと、これが控訴審裁判所の在り方ということになるわけです。死刑求刑事件で、1審の無期懲役判決を破棄したケースなど重い事件もありましたが、いわゆる中間上告審としての控訴審の大変さと面白さの両方を体験することができました。

8) さいたま地裁——防衛医大事件、桶川事件、死刑事件——

高裁の次は、年度途中ですが浦和（現さいたま）地裁に異動になりました。前任の裁判長が地方の裁判所の所長にご栄転になり、その後任ということです。浦和地裁で私に与えられたミッションは、所沢にある防衛医科大学校の教授の汚職事件（製薬会社からの収賄事件）と桶川駅近くで女子大生が殺害されたといういわゆる桶川事件（殺人事件）の処理です。

防衛医大事件は、元司法研修所の教官をされた弁護士等が選任されていて、被告人側はB型肝炎や非A・非B型肝炎（当時はC型肝炎はまだ発見されていませんでした）に対する新薬の治験に対する費用賠償として金員を受領したにすぎないなどと主張しており、非常に難しい事件ではありましたが、弁護士がルールにのっとった紳士的な争い方をされ順調に処理することができました。ところが、桶川事件の方は、被告人が複数の共同被告事件で、当初は首謀者以外の被告人は事実関係を争わず、順次分離して判決を言い渡してゆきましたが、首謀者である被告人の本格的な審理が始まると、判決を言い渡された被告人が自分の法廷で事実を認めたのは実は嘘である、真相は斯く斯くしかじかだなどと上申書を提出し

てくるということがあり、再度言い分を聞いて事実関係を確認してゆくという異例の審理をせざるを得ない事件でした。そのうちに、2名の私選弁護人が突然辞任して、必要的弁護事件ですから、公判期日が開けなくなるという事態が生じました。実はこのころすでに近々私が退官して早稲田大学に移るといううわさが日弁連の一部から漏れており、何とかして事件の引き延ばしを図ろうとする弁護人の究極の戦術であったわけです。私の方は直ちに国選弁護人を2名選任して公判の準備をしてもらいましたが、次に法廷が開けるまで1年近くかかりました。そのため判決の言渡しは大学に来る前の年の年末というぎりぎりの時期となりました。

そのほかさいたま地裁には、凶悪事件が非常にたくさん係属しており、4年弱の勤務期間でしたが死刑求刑事件が3件あり、合計4人の被告人に死刑を言い渡しております。

IV 法服を脱いで——法壇から教壇へ ～大学に転じての感想、模擬裁判のことなど

1) 学生のこと

さて、法服を脱ぐ前の時代の話だけでだいぶ長くなってしまいましたが、平成16年(2004年)3月末日限りで法服を脱いで、早稲田大学にまいりました。

大学に来て一番の印象は「なんと大学は天使(エンゼルですね)の集団ではないか」ということでした。そうでしょう、1週間ばかり前までは殺人や強盗殺人を犯したとされる被告人を相手に仕事をしていたわけですから。学生さんがみんな純真・無邪気で天使のように見えたのですね。しかし、半年たち、1年経つとこれは私の期待であり、幻想であるということに気付かされました。

2) 法務省・最高検のSMCPの経験、NHKの模擬裁判

大学にまいりまして2年目の平成18年(2006年)の秋に法務省・最高検の依頼により、東京高検のプロジェクトチームが企画する「スーパー・ムートコート・プロジェクト」、平たく言うと「裁判員裁判の模擬裁判」で裁判長役をやらせていただく機会がありました。同じ年に甲府地検でもやり、翌年も浦安の研修センターでやりました。具体的には公判における検察官の主張立証の在り方を検証して、問題点を探り、その解決を図るという、3年後に施行が迫っている裁判員裁判における「見て聞いて分かる審理」を実現するための方策を探ろうという企画です。2日間にわたって審理をして2日目の夕方から夜に判決を宣告し、2、3日後くらいに、最高検の会議室で検事総長以下8高検の検事長など錚々たる検

察幹部の方々の前で「裁判官から見た検察官の主張立証の問題点」などのテーマで講評をさせていただきました。その内容は差し障りのない範囲で『研修』の707号で紹介しております。

また、NHK から頼まれて「死刑求刑事件」の模擬裁判の裁判長をやらせていただきました。これは、当時全国の地裁で裁判員裁判の施行に備えて法曹三者が模擬裁判を行って、問題点を探り、その解決を検討していましたが、殺意の有無や正当防衛の成否、責任能力の有無など実務で比較的多く出てくる論点を中心に模擬裁判を行っており、「死刑求刑事件」についてはやっていなかったのですね。そこで、NHK が最高裁に「死刑事件の模擬裁判実施の有無」について問い合わせたところ、時間的な関係でやる予定はないという回答があり、それではNHK でやってよいかと尋ねたところ、構わないという返事であったそうです。そこで、模擬裁判を担当する裁判官を派遣してほしいと依頼したところ、現役の裁判官を派遣することはできないということで、私のところにお鉢が回ってきたというこのようです。

こうして法服を脱いでから、2度と法服の袖に手を通すことはないと思っておりましたが、大学の創立125周年の記念行事としての裁判員裁判の模擬裁判を含めて、併せて5度にわたって裁判員裁判の模擬裁判をやらせていただきました。

この経験を通じて、私が感じたのは、「自分がこれまでやってきた刑事裁判とは一体なんだったんだろうか」ということであります。私たちの世代の前の法曹はもちろんのこと、私たちから20年少し後輩にあたる50期の半ばくらいまでの裁判官は、まさに「精密司法」の申し子です。「刑事裁判は可能な限り事案の真相を解明する場であり、また、事案の真相は裁判官が記録を精査検討することによって初めて可能になる。それが裁判官に課された職責であるという確信」に基づいて事件処理に取り組んできました。しかし、裁判員裁判は従来のこうしたやり方を否定するところから出発します。バナーリズムに支えられた当事者主義から真の当事者主義の実現へ、これが現在のわが国の刑事司法の課題であって、その実現は若い方々の双肩にかかっているといつてよいと思います（詳細については、平成23年（2011年）12月3日の「国民の司法参加に関する日韓シンポジウム」（早稲田大学比較法研究所、GCOE《企業法制と法創造》総合研究所）における報告「国民の参加した裁判手続における検察官・弁護人の課題」（刑事法ジャーナル32号）を参照してください）。

おわりに

先年、S先生とT先生のご退職時のパーティーの席で、「教員には定年がある

が、研究者には定年はない」という言葉をうかがいました。励ましとも取ることができですが、厳しい言葉のようにも思えます。私には後者のように思えてなりません。授業から解放されたという喜びがある一方で、「日暮れて道遠し」の心境にあります。

ご清聴ありがとうございました。

(平成29年(2017年) 1月24日火曜日14時45分～16時15分
早稲田キャンパス 8号館308教室)